

令和2年 第1回定例会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

会 期

令和2年2月10日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本日の会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
出席議員氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
欠席議員氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
説明のため出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 議	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
諸般の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 1	会議録署名議員の指名	3
日程第 2	会期の決定	3
日程第 3	承認第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	4
	提案理由の説明 高柳事務局長	4
日程第 4	議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について	
日程第 5	議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
日程第 6	議案第 3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	以上3議案の一括上程	5
	提案理由の説明 高柳事務局長	5
日程第 7	議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	7
	提案理由の説明 高柳事務局長	7
日程第 8	議案第 5号 群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例について	
日程第 9	議案第 6号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について	

	以上 2 議案の一括上程	8
	提案理由の説明 清水広域連合長	8
日程第 1 0	議案第 7 号 群馬県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域 計画の変更について	10
	提案理由の説明 高柳事務局長	10
日程第 1 1	議案第 8 号 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第 2 号)	
日程第 1 2	議案第 9 号 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	
	以上 2 議案の一括上程	11
	提案理由の説明 高柳事務局長	11
日程第 1 3	議案第 1 0 号 令和 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第 1 4	議案第 1 1 号 令和 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
	以上 2 議案の一括上程	15
	提案理由の説明 清水広域連合長	15
	提案理由の詳細説明 高柳事務局長	16
日程第 1 5	議案第 1 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関 する協議について	20
	提案理由の説明 高柳事務局長	20
閉 会		21
会議録署名議員		22
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	26

令和2年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：令和2年2月10日（月曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第4 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務
時間、休暇等に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第6 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第5号 群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃
止する条例について

日程第9 議案第6号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

日程第10 議案第7号 群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更に関
するについて

日程第11 議案第8号 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第2号）

日程第12 議案第9号 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第10号 令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第14 議案第11号 令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計予算

日程第15 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につ
いて

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

◎出席議員（18名）

1番	阿部忠幸	3番	松本賢一
4番	時田裕之	5番	北川久人
6番	新井智	7番	久保田俊
8番	野村洋一	9番	遠藤重吉
10番	石倉一夫	11番	野口靖
12番	相川求	13番	今井敏博
14番	大澤映男	15番	南千晴
16番	富岡朝男	17番	山本隆雄
18番	星野栄二	19番	神谷長平

◎欠席議員（1名）

2番 小曾根英明

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水聖義	副広域連合長	茂原荘一
事務局長	高柳敦	事務局次長	新井史代
管理課長	峯岸美知子	給付課長	生方伸幸
保健事業課長	太田百合子		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	五十嵐泰彦	議会書記	齊藤恒実
議会書記	小此木諭	主任	桑原聡子
主幹	小野里昌樹	主任	山口輝明
主幹	神辺洋介	主事	植野なつみ

◎開 会

午後1時29分

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第1回定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（阿部忠幸議員）

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者は、前橋市の小曾根英明議員であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（阿部忠幸議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（小此木諭）

令和元年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、監査委員から、令和元年6月から令和元年11月までの現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

次に、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めています。以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（阿部忠幸議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、19番神谷長平議員、3番松本賢一議員、以上の2名を指名いたします。

◎会 期 の 決 定

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎専決処分の承認

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第3、承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明を申し上げます。

議案書1ページ、承認第1号でございますが、別冊説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

まず、1改正の理由でございますが、災害救助法が適用された令和元年台風第19号について、国の特別調整交付金算定基準により災害救助法適用日から保険料の減免を行えるよう、申請書提出の期限についての例外規定を設けるため、所要の改正を行う必要がありましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕が無いことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、2主要内容でございますが、大規模な災害が発生した場合等、広域連合長が特に必要と認める場合には、納期限等に関わらず申請ができるように改正するものでございます。

次に、3施行期日につきましては、令和元年11月27日でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分をご報告し、議会のご承認をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎条例議案の上程

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第4、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」、日程第5、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第6、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、以上3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

ただいま一括上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」及び議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の3議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

これら3議案につきましては、一般職非常勤職員の任用について適正化を図るため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が新たに創設されたことから、当広域連合における当該職員の勤務時間や給与など、勤務条件等を整備するため制定しようとするものでございます。

それでは、議案ごとにご説明を申し上げます。

まず、議案書4ページ、議案第1号でございますが、別冊説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

2主な内容でございますが、会計年度任用職員にかかる勤務時間、週休日等、時間外勤務、休暇の種類等について、記載のとおり規定するものでございます。

また、本条例を制定することに伴い、議案書の7ページ下段に記載がありますが、「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を、附則により一部改正するものでございます。

次に、3施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案書9ページ、議案第2号でございますが、別冊説明資料の4ページをご覧ください。

2主な内容でございますが、会計年度任用職員にかかる給与及び費用弁償について定

めるものでありまして、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当等及び期末手当について、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、手当に相当する報酬、期末手当及び費用弁償について規定するものでございます。また、本条例を制定することに伴い、議案書の14ページ下段に記載がありますが、「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する条例」を附則により一部改正するものでございます。

次に、3施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案書18ページ、議案第3号でございますが、別冊説明資料の6ページをご覧ください。

これは、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する条例について、条文の整備、その他所要の改正を行うものでございます。

2主要内容でございますが、まず(1)群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、「人事行政の運営の状況」の報告対象となる職員に、フルタイム会計年度任用職員を追加するものでございます。

次に、(2)群馬県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員の休職の期間の範囲について規定するものでございます。

次に、(3)群馬県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員に係る減給の範囲及び金額等を規定するほか、文言整理を行うものでございます。

次に、(4)群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例につきましては、勤勉手当の支給対象となる職員及び職務復帰後における号給の調整対象となる職員から、会計年度任用職員を除く旨を規定するほか、文言整理を行うものでございます。

次に、3施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、令和2年度は、パートタイム会計年度任用職員4名の任用を予定しておりますが、以上で、議案第1号から議案第3号までのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第7、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

ただいま上程となりました、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書20ページ、議案第4号でございますが、別冊説明資料の10ページをご覧ください。

まず、1改正の理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項により、2年を通じ財政の均衡を保つことができる保険料率を令和2年度及び令和3年度について規定し、また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、

所要の改正を行うものでございます。

次に、2 主な内容でございますが、まず、(1) 保険料率につきましては、①令和2年度及び令和3年度の所得割率を100分の8.60、②被保険者均等割額を4万3,600円と、それぞれ据え置くものでございます。

次に(2) 賦課限度額及び軽減判定基準につきましては、①保険料の賦課限度額を62万円から64万円とし、②所得の少ない被保険者の被保険者均等割額、5割軽減を判定する際、被保険者の人数に乘じる金額を28万円から28万5,000円とし、③所得の少ない被保険者の被保険者均等割額、2割軽減を判定する際、被保険者の人数に乘じる金額を51万円から52万円とするものでございます。

次に、3 施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第8、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例について」、日程第9、議案第6号「群馬県市町村公平委員会の共同設置について」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員

会設置条例を廃止する条例について」及び議案第6号「群馬県市町村公平委員会の共同設置について」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

説明の都合上、議案第6号から説明を申し上げます。

お手元の議案書、22ページでございます。

本案は、令和2年4月1日から、群馬県内の市町村や一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、渋川市外33団体が共同して設置する群馬県市町村公平委員会に当広域連合も参加しようとするものでございます。

公平委員会の共同設置につきましては、地方自治法の規定により、参加される全ての団体による協議により規約を定め、群馬県知事へ届出を行う必要があります。この協議につきまして議会の議決をいただく必要がありますので、ご提案申し上げたものでございます。

次に、議案書21ページをご覧ください。

議案第5号でございますが、群馬県市町村公平委員会へ参加することに伴いまして、群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会を廃止しようとするものでございます。

また、廃止に伴い、公平委員会について定められている「群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」及び「群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」について、附則により一部改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「群馬県市町村公平委員会の共同設置について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第10、議案第7号「群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

ただいま上程となりました、議案第7号「群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書26ページ、議案第7号でございますが、別冊説明資料の16ページをご覧ください。

まず、1変更の理由でございますが、令和元年5月22日付けで、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第4項の規定により、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、広域計画に市町村との連携に関する事項を定めるよう努めるものとされたためでございます。

次に、2主な変更内容でございますが、平成30年2月に策定した第3次広域計画に「市町村が実施する国民健康保険保健事業及び介護保険の地域支援事業との一体的実施」に関する内容を追加するとともに、既存の保健事業に関する内容の文言整理等を行うものでございます。

なお、議案書の27ページから34ページまでが、変更後の広域計画となりますが、国は、健康寿命延伸プランにおいて、令和6年度までに、全ての市区町村において、この「高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施」が、事業展開されることを目指しております。

本県におきましても、今後は、この広域計画等をもとに、令和2年4月1日以降、順次、市町村と委託契約を交わし、住民に、より身近である市町村において、医療・健診・介護データをもとに、保健師等による高齢者個人個人にあった支援の実施など、高齢者の低栄養防止や生活習慣病などの重症化予防に、取り組んでまいりたいものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願

い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第11、議案第8号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第12、議案第9号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」以上2件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

ただいま一括上程となりました、議案第8号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第9号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、37ページをご覧ください。

まず、議案第8号でございますが、令和元年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ301万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,254万円といたしたいというものでございます。

それでは、予算の補正内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

44ページと45ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。

まず、1款1項1目の「市町村負担金」は、規約に基づく市町村からの事務費負担金でありまして、決算見込みにより、244万1千円を減額するものでございます。

次に、5款1項1目の「預金利子」は、歳計現金の運用利子が予算を下回るが見込まれるため、21万9千円を減額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、46ページ、47ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。

まず、2款1項1目の「一般管理費」302万円の減額ですが、事務局運営に係る経費の決算見込みによるものでございます。

次に、3款1項1目の「財政調整基金積立金」は、財政調整基金に係る預金利子が予算を上回るが見込まれるため、6千円を追加するものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

次に、51ページをご覧ください。

議案第9号でございますが、令和元年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億1,752万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,434億1,737万9千円といたしたいというものでございます。

それでは、補正内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

58ページ、59ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。

1款 市町村支出金 1項1目の事務費負担金ですが、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものですが、歳出のうち「一般管理費」の市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金などの減額見込みによりまして、1,952万4千円を減額するものでございます。

次に、2目の「保険料等負担金」ですが、2億7,951万5千円を追加するものでございます。

この内訳ですが、説明欄をご覧くださいますと、「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして、3億7,490万1千円を追加し、その下の「保険基盤安定負担金」は、所得の低い被保険者等の保険料を減額するための市町村の負担金でございますが、決算見込みによりまして、9,538万6千円を減額するものでございます。

続きまして、2款の「国庫支出金」ですが、歳出の「保険給付費」の決算見込みによりまして、1項1目の「療養給付費負担金」は、1億8,221万8千円を追加し、2目の「高額医療費負担金」は、1億7,214万4千円を追加するものでございます。

次に、2項1目の「調整交付金」ですが、1億5,726万2千円を追加するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は決算見込みにより、1,170万8千円を追加し、「特別調整交付金」は、国による事業区分の見直しを受けた「後期高齢者医療制度事業費補助金」からの組替等によりまして、1億4,555万4千円を追加するものでございます。

次に、2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、「特別調整交付金」への組替等によりまして、1億5,591万1千円を減額するものでございます。

次に、4目の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」ですが、保険料の軽減特例制度の見直しにより、2億7,742万7千円を減額するものでございます。

続きまして3款「県支出金」ですが、歳出の「保険給付費」の決算見込みによりまして、1項1目の「療養給付費負担金」は、6,074万円を追加し、60ページ、61ページに移りまして、2目の「高額医療費負担金」は、1億7,214万4千円を追加するものでございます。

続きまして4款の「支払基金交付金」ですが、歳出の「保険給付費」の決算見込みによりまして、3億1,415万円を追加するものでございます。

続きまして、5款の「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、860万円を追加するものでございます。

続きまして、7款1項1目の後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金は、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものですが、国庫支出金や支払基金交付金など、他の歳入科目における追加を受けまして、1億7,770万6千円を減額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、62ページ、63ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。

1款1項1目の「一般管理費」ですが、特別会計の運営に係る、一般管理的な経費を、2,196万3千円減額するものでございます。

主な内訳といたしましては、実績を踏まえた市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金の減、印刷製本費の減、委託料の減等によるものでございます。

次に2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等をもとに見込みまして、1項1目の療養給付費は、7億9千万円を追加し、2目の訪問看護療養費は、1億9,400万円を減額し、5目の審査支払手数料は2,000万円を追加し、2項1目の高額

療養費は、1億6,800万円を追加するものでございます。

次に64ページ、65ページをご覧ください。

4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が交付する、共同事業への拠出金ですが、決算見込みによりまして、3,271万4千円を減額するものでございます。

次に、5款1項2目の「その他健康保持増進費」ですが、決算見込みによりまして、1,256万2千円を減額するものでございます。

このほか、62ページから67ページにかけて記載の、2款保険給付費、3款財政安定化基金拠出金、5款保健事業費、7款公債費及び8款諸支出金における、財源更正につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で補正予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第8号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎予算議案の上程

○議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第13、議案第10号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第14、議案第11号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第10号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第11号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、71ページでございます。

まず、議案第10号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、8,504万1千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、構成市町村からの負担金が主な財源でございますので、市町村の負担を考慮し、極力、経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書91ページをご覧ください。

議案第11号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,429億1,800万8千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、被保険者からの保険料が約1割となっております。歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜

りますようお願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

それでは、ご説明申し上げます。

まずは、議案第10号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の78ページ、79ページをご覧ください。

始めに歳入ですが、1款の「分担金及び負担金」は、規約に基づく市町村負担金の事務費分で、8,345万1千円でございます。

次に、5款の「諸収入」は、1項1目の「預金利子」、105万円が主な内容でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出ですが、82ページ、83ページをご覧ください。

1款の「議会費」は、77万3千円で、19名の議員報酬、費用弁償及び、議会開催時の会場使用料等でございます。

次に、2款1項1目の「一般管理費」ですが、広域連合を運営するための、一般管理的な経費といたしまして、7,717万8千円を計上しております。

主な内訳ですが、説明欄に記載してございます12節委託料の251万8千円は、財務会計システムの経費をはじめ、庁内ネットワークシステム運用等に係る経費が主なものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の1,008万3千円は、広域連合事務局の事務室賃借料としての建物賃借料734万1千円が主なものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金の6,112万9千円ですが、説明欄の市町村負担金6,070万円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金でございます。

続きまして、84ページ、85ページをご覧ください。

2目の企画費、3目の会計管理費、4目の公平委員会費、2項1目の選挙管理委員会費、及び3項1目の監査委員費など、所要額を計上しております。

なお、4目の公平委員会費につきましては、議案第6号でご説明させていただきました群馬県市町村公平委員会への負担金1万円を計上しております。

続きまして、86ページ、87ページをご覧ください。

一番下段になります6款「予備費」は、前年度同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第11号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の98ページ、99ページをご覧ください。

始めに歳入ですが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」は、5億9,581万1千円で、特別会計における市町村負担金の事務費分でございます。令和元年度当初予算に比べ、1,800万円余り増加しておりますが、これは令和3年3月から開始予定のオンライン資格確認等、システムのバージョンアップに伴う電算処理システム運用支援業務の増や、国保連合会における特定健診データ管理システムの機器更改に伴う手数料の増などによるものでございます。

2目の「保険料等負担金」235億9,062万8千円は、説明欄に記載の保険料185億4,571万円のほか、所得の低い被保険者等の保険料の減額賦課に係る保険基盤安定負担金の50億4,491万8千円を市町村において負担するものでございます。

3目の「療養給付費負担金」190億2,873万4千円は、療養給付に要する費用等の12分の1を、市町村において負担するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」の1項1目「療養給付費負担金」は、570億8,620万2千円で、療養給付費等の12分の3を国において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」は、9億8,846万9千円で、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を国において負担するものでございます。

次に、2項1目の「調整交付金」は、204億6,347万8千円で、広域連合間における、財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。

次に、2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、2億5,027万9千円で、広域連合が実施する健康診査事業等に対する補助金でございます。

続きまして、100ページ、101ページをご覧ください。

4目の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、2億2,233万2千円で、所得の低い被保険者等の保険料を減額するための財源として、交付されるものでございます。

続きまして、3款「県支出金」の1項1目「療養給付費負担金」は、190億2,873万4千円で、療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」は、9億8,846万9千円で、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を県において負担するものでございます。

続きまして、4款の「支払基金交付金」は、974億2,871万円で、社会保険診

療報酬支払基金が、各保険者から徴収する若年層からの支援金を後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

続きまして、5款「特別高額医療費共同事業交付金」は6,410万円で、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により交付を行う、共同事業からの交付金でございます。

続きまして、102ページ、103ページをご覧ください。

7款「繰入金」の1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、28億924万4千円で、年度間の財源調整と医療制度の円滑な運営を図るために設置した基金からの繰入金になりますが、令和2年度及び3年度の保険料率を据え置く中、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものでございます。

次に、8款1項1目の「繰越金」は、1億円を見込んでおります。

次に、10款2項2目の「第三者納付金」は、2億7,000万1千円で、交通事故などの傷病等について、加害者等から納付されるものでございます。

続きまして、104ページ、105ページをご覧ください。

3目の「返納金」は、200万1千円で、診療報酬の返還分でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出ですが、106ページ、107ページをご覧ください。

1款1項1目の「一般管理費」ですが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費といたしまして、6億2,868万4千円を計上しております。主な内容といたしましては、説明欄にございますが、11節役務費の通信運搬費7,750万5千円は、医療費のお知らせ、支給決定通知及びジェネリック医薬品の差額通知のほか、電算システムの回線使用料等に係る経費でございます。

12節の委託料2億8,818万円は、被保険者証等の作成、レセプト点検等の経費のほか、電算処理システムに係る経費でございます。

18節の負担金、補助及び交付金のうち、市町村負担金1億1,360万円は、特別会計に係る市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金でございます。

続きまして、2款の「保険給付費」は、2,405億6,540万1千円で、被保険者の療養の給付に要する費用等のほか、108ページになりますが、高額療養費や葬祭費等でございます。

続きまして、3款の「財政安定化基金拠出金」は、9,096万8千円で、保険料の未納や給付の増加による財政への影響に対処するため、国・県・広域連合が、それぞれ3分の1を拠出し、県に基金を設置するものですが、その広域連合の負担分でございます。

続きまして、4款の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、8,334万5千円で、1件当たり400万円を超える、高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして、5款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」、10億8,164万3千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

続きまして、110ページ、111ページをご覧ください。

2目の「その他健康保持増進費」は、2億8,868万円で、重複頻回受診者への訪問指導、市町村が実施する人間ドック助成事業等に係る経費でございます。令和元年度当初予算に比べ、1億2,400万円余り増加しておりますが、これは高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定に基づき、高齢者の心身の特性に応じたきめ細かな保健事業を進めるため、令和2年度以降、市町村において、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することとなり、その一体的実施に係る委託料として保健師等の人件費相当分を市町村に支出するためでございます。

3目の「歯科健康診査費」は、3,836万6千円で、歯科健康診査事業の委託等に係る経費でございます。

続きまして、8款1項1目の「保険料還付金」は、3,000万円で、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

続きまして、112ページ、113ページをご覧ください。

9款「予備費」は、不測の支出に備えまして、前年度同額の1億円を計上したものでございます。

以上で令和2年度当初予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第10号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（阿部忠幸議員）

次に、日程第15、議案第12号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高柳敦）

ただいま上程となりました、議案第12号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書115ページをご覧ください。

群馬県市町村総合事務組合は、当広域連合が、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している組合でございますが、このたび規約を変更する必要が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。

別冊説明資料の22ページをご覧ください。

2 主な内容でございますが、(1)として、令和2年4月1日から「群馬東部水道企業団」が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること、(2)として、「藤岡市」が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始すること、(3)として、同組合規約別表の一部事務組合について、設立順に従い掲載順を変更することの3点の規約変更につきまして、当広域連合に協議する必要が生じたものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（阿部忠幸議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（阿部忠幸議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（阿部忠幸議員）

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（阿部忠幸議員）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎閉 会

○ 議長（阿部忠幸議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第1回定例会を閉会いたします。

午後2時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年2月10日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 阿 部 忠 幸

議 員 神 谷 長 平

議 員 松 本 賢 一

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和2年2月10日（月） 1日】

事件番号	件名	審議結果
承認 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	承認
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について	可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	可決
議案 第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を廃止する条例について	可決
議案 第6号	群馬県市町村公平委員会の共同設置について	可決
議案 第7号	群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について	可決
議案 第8号	令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	可決
議案 第9号	令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決
議案 第10号	令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可決
議案 第11号	令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案 第12号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	可決